住所　長野市丹波島２丁目17番地３
マサヒロ・アサダ・アサダ　昭和38年９月21日生
ヨシミ・マキ・デ・アサダ　昭和34年５月19日生
ホクト・アサダ・マキ　平成３年12月２日生
ナツキ・アサダ・マキ　平成６年８月31日生
住所　三重県四日市市笹川９丁目15番地２
ミツエ・ヤマシタ　昭和38年７月31日生
住所　兵庫県西宮市雲井町８番65号
姜秀宗　昭和34年６月23日生
高燈永　昭和39年９月13日生
姜直希　平成４年９月28日生
姜雅衣　平成７年５月26日生
住所　兵庫県宝塚市弥生町５番１―720号
呂玉　昭和53年５月29日生
崔慧国　昭和53年４月９日生
崔智誠　平成20年７月31日生
住所　兵庫県宝塚市仁川北３丁目７番20―703号
金泰貴　昭和45年12月31日生
住所　大阪府摂津市千里丘東５丁目15番21号
阮美愛　昭和45年１月５日生
住所　大阪府門真市常盤町21番26―206号
高月美　昭和59年７月１日生
住所　大阪市住之江区南港中４丁目２番15―1002号
劉文峰　昭和43年10月27日生
李香春　昭和48年９月14日生
劉安嘉　平成13年４月23日生
劉真銘　平成22年１月４日生
住所　大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―904号
張樹岩　昭和54年５月20日生
住所　大阪市城東区中央３丁目３番12―109号
李詩織　昭和56年11月23日生
住所　東京都大田区蒲田本町１丁目11番７号
李聡司　昭和58年９月29日生
住所　大阪市淀川区宮原５丁目５番15―325号
李滋美　昭和48年２月４日生
住所　静岡県富士市平垣町６番19号
ソー・チャンター　昭和57年９月２日生
住所　静岡県掛川市上張40番地１
柳江美　昭和57年12月３日生
住所　新潟県長岡市和島北野1068番地
宗暁慧　昭和55年11月２日生
住所　山口県下関市垢田町１丁目15番５号
張暁霞　昭和50年６月１日生
住所　さいたま市浦和区常盤２丁目１番15―805号
裔継晶　平成２年４月25日生
住所　さいたま市見沼区深作１丁目33番地３
李成林　昭和54年６月17日生
住所　埼玉県川口市大字芝3787番地19
張春樹　平成18年５月27日生
張美香　平成18年５月27日生

○外務省告示第三百七号

昭和五十一年十二月二十四日にデンパサールで作成された「東南アジアにおける友好協力条約」の締約国につき、平成二十四年八月六日現在で、次のとおり追加があった（平成十六年七月二十八日外務省告示第三百九十六号よりの追加）。

締約国	当該締約国についての発効日
パキスタン・イスラム共和国	平成十六年七月八日
大韓民国	平成十六年十一月二十七日
ロシア連邦	平成十六年十一月二十九日
モンゴル国	平成十七年七月二十八日
ニュージーランド	平成十七年七月二十八日
オーストラリア連邦	平成十七年十二月十日
フランス共和国	平成十八年七月二十日
東ティモール民主共和国	平成十九年一月十三日
バングラデシュ人民共和国	平成十九年八月一日
スリランカ民主社会主義共和国	平成十九年八月一日
北朝鮮	平成二十年七月二十四日
アメリカ合衆国	平成二十一年七月二十二日
トルコ共和国	平成二十一年七月二十三日
カナダ	平成二十二年七月二十三日

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	平成二十四年七月三日
欧州連合	平成二十四年七月十二日

（平成二十四年八月六日付け東南アジア諸国連合事務局口上書）
平成二十四年九月十三日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百八号

平成二十四年八月三十日にナイロビで、ソマリア民主共和国における「紛争、武装集団及び海賊の影響を受けた若年層の更正・社会統合支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　紛争、武装集団及び海賊の影響を受けた若年層の更正・社会統合支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　四億七千四百万円
3　署名者
日　本　側　高田稔久在ケニア大使
国際連合開発計画側　マーク・ボーデン在ソマリア事務所代表

平成二十四年九月十三日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年八月二十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年九月十三日　外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年８月29日	2010年10月８日	MS7162285

○農林水産省告示第二千百七十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人国際オーガニック・テクニカル協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十四年八月十日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月十三日　農林水産大臣　郡司　彰

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
沖縄県浦添市勢理客一丁目二十九番二号	沖縄県豊見城市字座安三百三十四番地　二Ｆ

○国土交通省告示第千九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十三日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　第一東海自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
海老名市杉久保字堀合三三番二から同市今里字高野一二九四番二まで	前	最大（メートル）五七	（メートル）四九三
		最小 三三	
	後	最大 五七	
		最小 三六	

○国土交通省告示第千十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十三日　国土交通大臣　羽田雄一郎